

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年四月二十八日

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則
人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

改正後

改正前

改正後		改正前	
別表第一（第二条、第三条関係）		別表第一（第二条、第三条関係）	
組	略	組	略
職	知事の事務部局 （本庁）	職	知事の事務部局 （本庁）
員	理事 部長 危機管理監 健康医療技監 森林技監 建設技監 次長 参事 報道監 副危機管理監 デジタル化統括監 移 住・県内定着推進統括監 鳥獣被害対 策統括監 課長 室長 政策監 副報道監 防災監 地域交通対 策監 スマート農 業推進監 企業誘致推進監 技術管理監 流域防災監 総合調整主幹 上席主幹	員	理事 部長 危機管理監 森林技監 建設技監 次長 参事 広報監 副危機管理監 デジタル化統括監 ク リーンエネルギー政策統括監 建設産業振 興統括監 課長 室長 政策監 副広報監 防災監 ICT戦略推進監 地域交通対 策監 読書・文化活動推進監 スマート農 業推進監 技術管理監 流域防災監 総合調整主幹 上席主幹
別表第二（第二条、第三条関係）		別表第二（第二条、第三条関係）	
組	略	組	略
職	人事委員会事務 局	職	人事委員会事務 局
員	事務局長 課長 チームリーダー 主幹 シニアエキスパート 副主幹 主査	員	事務局長 課長 チームリーダー 主幹 副主幹 主査
知事の	地域振興局長 部長 地域防災監	知事の	地域振興局長 部長 地域防災監

この規則は、公布の日から施行する。